

令和 8 年度（2026 年度）

事業計画書

社会福祉法人 希望の家

1. 福祉を取り巻く情勢

(1) 物価高騰の影響

頻発する国際紛争の影響等により世界的な物価高騰が続き、我が国の国民生活にも大きな影響を及ぼしています。2025 年には、日本人の主食である米の価格が高騰し「令和の米騒動」と呼ばれる社会的混乱が生じました。また、アメリカ合衆国のトランプ大統領による相互関税政策の影響も加わり、社会経済活動は不安定な状況が継続しています。

こうした物価高騰、人件費上昇、人材不足等の状況を踏まえ政府は、原則 3 年に 1 度の改定としている「介護報酬」および「障害福祉サービス等報酬」について、予定していた 2027 年から 1 年前倒しし、2026 年 6 月に改定を実施することとなりました。

(2) 深刻化する人材確保難

昨年、日本国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上、約 5 人に 1 人が 75 歳以上となると予測していた「2025 年問題」の年を迎えましたが、少子高齢化の進行に歯止めはかからず、高齢化率はますます進行する状況にあります。

このままの状況が続けば、国内市場の縮小、財政危機、投資の減少、労働力不足、社会保障費の増大などの課題がさらに深刻化することに加え、福祉・介護・医療を支える人材不足はさらに一層深刻化することが見込まれています。

(3) AI の急速な進歩

2025 年 10 月、日本史上初の女性総理大臣が誕生し、高市内閣では成長戦略として強い経済の実現に向けて AI（人工知能）の研究開発および利活用を国家戦略として推進する方針が示されました。

国全体の AI 活用と開発力の底上げに多額の AI 投資の予算化をされました。今後、IT 分野の推進が目覚ましい速度で加速化されます。この AI 技術の進歩は極めて速く、福祉分野においてもその動向への対応は重要であり、サービス提供体制や業務効率化への影響や対応策が注目されています。また、労働人口減少が進む日本にとって AI は、不可欠な生産性向上手段であり、人材不足を補うための福祉 DX の推進が強く求められています。

(4) 頻発する自然災害

我が国では、大規模地震災害に加えて、頻繁に発生する台風、風水害などの自然災害に対する防災・減災対策は重要な課題となっています。

国は 2025 年 9 月、南海トラフ地震の 30 年以内の発生確率を「60%～90%程度以上」へ引き上げました。災害大国である日本では、社会福祉法人や社会福祉法人が設置する

福祉施設・事業所には、大規模自然災害発生時に利用者と職員の安全確保と生活維持の支援とともに、住民の安心・安全のための社会資源としての期待が高まっています。

2. 令和 8 年度（2026 年度）法人重点事業

本法人の 60 年以上にわたる障害福祉分野での活動実績を維持継続するとともに、さらに発展することを目的に、法人本部と施設・事業所、役職員が三位一体となって福祉事業を推進いたします。令和 8 年度は、第 2 期中長期計画に基づいて次の項目を法人事業の重点として事業を展開いたします。

I. 福祉 DX の推進への取り組み

福祉事業のイノベーションを実現するため、クラウド技術や A I を活用した先進的な福祉 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、「福祉サービスの質の向上」と法人本部業務を含めたすべての施設・事業所での「業務の効率化」を推進します。

今年度は、全職員を対象とした「福祉 DX 研修」などの研修や研究会の実施を通じて、A I 知識とスキルの向上に取り組みます。

また、A I の導入・実装による業務の省力化で生まれた職員の稼働時間やリソースを、利用者・相談者への支援やコミュニケーションの時間に充当することにより、より丁寧で質の高い支援を実施して支援業務の強化を進めます。

さらに、昨年度から法人で取り組んでいる若手職員による S N S を活用した広報活動についても、今年度はさらに内容の充実を図り、法人施設・事業所の業務内容の P R や働く職員の姿、「若手職員のリアルな声」等を積極的に発信します。この活動により社会福祉への理解と現場職員の“働く姿の見える化”を進めるとともに、地域住民に法人が展開する福祉事業の内容を広く知っていただくとともに、福祉全体のイメージアップに資することとします。

II. 地域福祉活動の推進

「希望の家コミュニティプラザ」を地域生活支援拠点の中心として位置づけ、「地域共生社会」の実現への一助とした活動を展開します。併せて、従来から取り組んでいる民生・児童委員、ボランティア、地域住民、福祉関係者、関係機関などとの協働（関係者・団体等との定例会や地域住民との交流イベントの開催など）を通じて、地域福祉活動の一層の促進に取り組みます。

また、既存の社会福祉制度・施策では対応が難しい複合的な社会的課題については、地域の支援機関、社会福祉法人、福祉団体・グループ等と協働して、より包括的かつ横断的な地域福祉活動を展開します。

Ⅲ. 相談支援業務拡充への取り組み

相談支援事業所「コミセン希望」においては、相談者が居住する地域・圏域に存在する社会資源との連携を強化し、障害者、高齢者、子ども等の属性を越えた相談支援を展開いたします。

また、地域住民や関係団体・関係機関等から「コミセン希望」や事業所等などに寄せられる地域生活課題に関する多様な相談や問い合わせ等について、「断らない相談支援」及び「待たせない相談」を基本姿勢とし、迅速かつ適切な支援体制を構築します。

さらに、昨年度から着手・進捗している障害児通所支援事業所「きぼうっこ山本」の改築整備計画については、令和 8 年 7 月の現地での事業開始を目ざして着実に推進いたします。

この整備事業により、利用する児童等の療育環境の充実を図るとともに、同建物内に新たに相談支援事業所を配置することにより、市東部における障害者相談支援体制の一層の強化を目ざします。

Ⅳ. 地域移行等支援への支援強化

障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、本人の意向を踏まえた地域移行支援と希望する生活の実現に向けた支援を計画的に実施いたします。そのために、法人が設置する「運営協議会」（地域連携推進会議）を適切かつ効果的に開催し、地域住民の代表者、利用者やその家族や地域関係機関等との連携を一層強化するとともに、施設・事業所の運営の透明性を高めることにより、サービスの質の向上と利用者の権利擁護の充実を図ります。

また、今年度（令和 8 年度）から義務化される施設利用者への「地域移行等に向けた意思確認」に関しましては、当法人での昨年度からの先行的実施ケースをベースにして継続して利用者の意向を適切に把握するとともに、地域生活への移行等の利用者支援に対して継続的かつ計画的に取り組めます。

Ⅴ. 重度障害者支援の充実

設置する 3 つの障害者支援施設では、利用者の高齢化・重度化が進んでいます。これらに対応するため、重度障害者と高齢障害者への支援体制を強化するとともに、加齢に伴う多様な介護・支援方法に対応できるよう、「ISO9001」の継続的な運用と改善を進めてまいります。

また、障害者支援施設で提供可能な医療的ケアを維持しつつ、介護技術向上のために職員の研修参加を促進するとともに、必要な医療・看護支援の充実に努めます。

さらに、これまで積み重ねてきた障害福祉分野での実績をさらに改善・発展させ、「すこやか支援の最大化」を目ざすとともにその実現に向けて、「誰一人取り残さない支援」と「重度障害者に強い支援」を実践し、切れ目のない障害者支援を展開します。

3. 各施設・事業所の事業計画

各施設・事業所の事業計画

各施設・事業所の事業計画は以降に記載しています。